令和２年度　処遇改善計画について

１　介護職員処遇改善計画

介護職員の処遇改善は、当初、平成21年「交付金制度」が創設され、当施設では手当を支給することにより改善を行った。

平成24年には、交付金制度が「処遇改善加算」制度に代わり、当施設では、平成26年度に給与規程を改正し、処遇加算による改善は、基本給の増額並びに職務手当、資格手当及び夜勤手当の創設により対応している。

なお、他の職種の職員に対しても、法人の負担により給与改善を行う。

２　介護職員等特定処遇改善計画

（１）処遇改善手当の支給

・経験・技能のある介護職員　　月額　18,000円

※介護福祉士の資格を有し、介護職員として概ね10年以上（他施設での勤務を含む）の経験がある者

・その他の介護職員　　月額　8,500円

・その他の職種の職員　　月額　4,000円

（２）非常勤職員の時給の引き上げ、主任手当（統括主任に限る）の増額。

３　賃金改善実施期間　令和２年４月～令和３年３月

４　キャリアパス要件について＜処遇改善加算＞

＜キャリアパス要件Ⅰ＞ 給与規定等により、職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めており、職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
＜キャリアパス要件Ⅱ＞ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。 ①資格のない職員に対し、初任者研修受講費用2分の1を助成する。 ②介護福祉士の資格を取得させるため、実務者研修の費用を全額助成している。 ③喀痰・吸引特定職員の資格を取得させるため、研修費を助成している。
＜キャリアパス要件Ⅲ＞ 介護職員について、給与規程及びキャリアパス規程に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

５　職場環境等要件について

分類	内　　容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化